省　令

○厚生労働省令第百二十号

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十六条第一項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務概況書の記載事項等） **第十八条**　法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一　各事業年度における時価による年金積立金（法第三条に規定する年金積立金をいう。以下この条において同じ。）の資産の額 二　各事業年度における引受公債のうち、その償還期限まで保有することとしているものの簿価及び時価による資産の額 三　年金積立金（引受公債のうち、その償還期限まで保有することとしているものを除く。）の運用の状況 四　（略） ２・３　（略）	（業務概況書の記載事項等） **第十八条**　法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一　各事業年度における時価による年金積立金（法第十二条第一号に規定する年金積立金をいう。以下この条において同じ。）の資産の額（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三百四十八条による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下この号において「平成十二年改正法」という。）附則第三十七条第一項の規定により引き受けた特別会計に関する法律附則第六十六条による廃止前の財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び特別会計に関する法律附則第三百四十八条による改正後の平成十二年改正法附則第三十七条第一項の規定により引き受けた特別会計に関する法律附則第七十六条第一項の規定による公債（以下この条において「引受公債」という。）のうち、その償還期限まで保有することとしているものを除く。） （削る） 二　年金積立金の運用の状況 三　（略） ２・３　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十一号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査等の実施率） **第十八条の六**　令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査の実施率は、第四十条の二第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。 一　平成二十八年度から平成三十年度までの全ての年度における第四十条の二第一項第一号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定健康診査の対象者の数が零である場合　令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数（次号及び第三号において「補正前特定健康診査実施率」という。）	**附　則** （令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査等の実施率） **第十八条の六**　令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査の実施率は、第四十条の二第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を第三号に掲げる数で除して得た数とする。 一　令和元年度における第四十条の二第一項第一号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定健康診査の受診者の数から令和二年三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を控除した数